

令和5年
8月1日より



新しい保険証を お使いください

※有効期限が過ぎた保険証は
使えません!



国民健康保険

に加入しているみなさんは

空色

対象となる方

- ・自営業の方、農業・漁業に携わる方
- ・職場の健康保険に加入していない方など

後期高齢者医療制度

に加入しているみなさんは

ベージュ色

対象となる方

- ・75歳以上の方
- ・65歳から74歳までの一定の障がいのある方



- 保険医療機関・保険薬局にかかる場合は、窓口へ保険証を提示しましょう。
- 国民健康保険の保険証は名刺サイズ、後期高齢者医療制度の保険証はハガキよりやや小さめのサイズで、ひとりに1枚交付されます。
- 交通事故などの第三者の行為により負傷し、保険証により受診される場合には、必ず事前に医療機関・薬局の窓口及び市町村・国民健康保険組合の担当窓口に届け出てください。

マイナンバーカードを
保険証として利用できる
ようになりました

利用できる医療機関
の情報はこちら

